

奈良県告示第三百九十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県郡山土木事務所長から報告があつた。

平成二十六年三月十一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 指定の場所（平成二十六年二月十四日現在の地番による。）
大和郡山市小泉町一〇四六番一の一部
- 二 申請者氏名 有限会社イカルガ土地開発 代表取締役 釜谷智子
- 三 申請者住所 大和郡山市小泉町一〇四一番地
- 四 道路の幅員 六・〇〇メートル
- 五 道路の延長 二八・一〇九メートル
- 六 指定年月日 平成二十六年二月二十七日
- 七 指定番号 郡土第二五〇六号